

全員協議会次第

日 時 平成29年2月21日 (火)

午前11時00分から

会 場 弥彦村役場 委員会室

1. 開 会

2. 村長挨拶

3. 協 議 題

(1) 2/6専決処分に至る経緯について (村長説明)

(2) 連携中枢都市圏の形成に係る新潟広域都市圏への参加について

(3) 平成28年度定期監査における意見 (土地開発基金の管理運用) への対応について (途中経過)

(4) その他

4. 閉 会

平成28年度定期監査における意見(土地開発基金の管理運用)
への対応について(途中経過)

1 きらめきニュータウン補償費について

① 補償年月(起案日): H20年4月(H20.3.28)

② 内容: 補償費

③ 面積: —

④ 金額: 2,804,900円

《経緯等》・宅地造成事業における用地買収に伴い発生した個人負担分(所得税、国保税等5名分)を基金より支払い。

- ・地方公共団体に土地を売った場合、確定申告時に収入から1,500万円控除(特定住宅地造成事業等での土地譲渡の場合)されたが、それ以上の土地収入があり、税金が発生。

【考えられる問題点】

- (1) 一般会計で土地開発基金から買い戻す土地が存在しない。(実質的に欠損)
- (2) 土地売買仮契約書上の「公租公課(※)」の負担者→現在、村顧問弁護士に確認中。
 - ・契約書第8条
 - 所有権移転登記完了前の原因による売買土地に対する公租公課その他いっさいの公租公課については、甲の負担とする。(甲=土地所有者、乙=村)

※公租公課…国や地方公共団体に収める負担の総称。一般的には「公租」が「税」で所得税や住民税などを指し、「公課」は「料」で健康保険料や社会保険料を指す。

2 当時の経緯の調査

- (1) 役場関係者からの聴き取り(1/17~2/20)

- ・調査には快くご協力いただいた。
- ・ただし、長い年月が経過しており、細かい経緯や責任の所在までは確認できず。

- (2) 今後の進め方

- ・役場職員による調査では限界あり。→これ以上の調査は専門の第三者に委ねることも必要。

3 補償費(2,804,900円)への対応(「土地開発基金」補てん方法の検討)

【考えられる方法】

(1) 一般会計からの繰り入れによる補てん

(2) 当時の関係者や現役村幹部からの寄付による補てん

(3) 損害賠償請求による補てん(過失が認められ村に損害が生じている場合)

平成28年度定期監査における意見(土地開発基金の管理運用)への対応について

(中間報告 H29. 1. 18 現在 未定稿)

1 監査委員意見(監査期日H28. 11. 14及び15)

土地開発基金現在高 29, 377 千円(現金 11, 454 千円、土地 17, 923 千円)のうち、土地については、「公共若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得する」(土地開発基金条例第1条)という基金の目的からして、適格とはいえないものである。

これらの土地については、基金から除外することが必要と考えられる。

2 土地開発基金保有物件(H28. 3. 31 現在)

※《県見解》は、県市町村課行政班に照会・回答(12/7・15)

【No.1】高齢者総合生活支援センター前道路用地代

- ① 取得年月(起案日): H16年12月(H16. 11. 30)
- ② 内容: 土地
- ③ 面積: 178. 75 m²
- ④ 金額: 893, 750 円

《経緯等》・土地交換時に村所有面積との差額分→村道として整備・共用済み
《県見解》・速やかに一般会計において土地購入費(買戻し費用)を予算化し、土地を基金から引き継ぐべき。(予算化→台帳から削除)
・ただし、予算の都合上、予算化されるまでの間は、基金に属する土地を村道として使用することもやむを得ない。

【No.2】村道弥彦中山線改良工事用地代

- ① 取得年月(起案日): H18年3月(不明)
- ② 内容: 土地
- ③ 面積: 32. 00 m²
- ④ 金額: 128, 000 円

《経緯等》・村道用地として買収(詳細不明)→村道として整備・共用済み
《県見解》・【No.1】に同じ

【No3-1】きらめきニュータウン台帳差額分

- ① 取得年月 (起案日) : H19年7月 (H19.7.23)
- ② 内容 : 土地
- ③ 面積 : 262.00 m²
- ④ 金額 : 2,096,000 円

《経緯等》・登記簿地籍 (契約時) と現況実測値との差額分→村道として整備・共用済み

《県見解》・【No1】に同じ

【No3-2】きらめきニュータウン補償費

- ① 補償年月 (起案日) : H20年4月 (H20.3.28)
- ② 内容 : 補償費
- ③ 面積 : ー
- ④ 金額 : 2,804,900 円

《経緯等》・宅地造成事業における用地買収に伴い発生した個人負担分 (所得税、国保税等5名分) を基金より支払い。

・地方公共団体に土地を売った場合、確定申告時に収入から1,500万円控除 (特定住宅地造成事業等での土地譲渡の場合) されたが、それ以上の土地収入があり、税金が発生。

→きらめきニュータウン内、村道として整備・共用済み

《県見解》・基金の目的から明らかに逸脱。実質的に「欠損」。

・適切な参考事例がない。対応は弥彦村で考えてもらうしかない。

【No4】旧農協麓支店用地代

- ① 取得年月 (起案日) : H21年8月 (H21.7.28)
- ② 内容 : 土地
- ③ 面積 : 1,690.17 m²
- ④ 金額 : 8,000,000 円

《経緯等》・旧所有者の越後中央農協からの要請等により用地購入。

・高齢者用の福祉施設を建設する計画で先行取得したが、近隣住民の賛同が得られず頓挫。

→未整備 (いわゆる“塩漬けの土地”)、現在は、桜井の里職員駐車場として利用。

【No5】旧やひこ観光ホテル用地代

- ① 取得年月（起案日）：H27年8月（H27.8.12）
- ② 内容：土地
- ③ 面積：1,647.28㎡
- ④ 金額：4,000,000円

《経緯等》・廃業して10年以上経過した、弥彦駅前の旧やひこ観光ホテルを県の公売に参加し購入。→現在、解体・整備中。

3 村の対応方針案

① **【No1】【No2】【No3-1】**

・県見解を踏まえて、既に整備・共用済みであることから、一般会計において土地購入費（買戻し費用）を予算化し、土地を土地開発基金から引き継ぐこととしたい。（H28.3月補正又はH29当初予算を予定。）

② **【No3-2】**

・当時、諸事情があったものと思われるが、本来、村が負担する必要のない税金の負担である。

・県見解からも土地開発基金の目的から明らかに逸脱しており、不適正支出と考えられる。

・実質的な「欠損」であり、それを補填する必要がある。その財源としては、現在、弥彦村は財政健全化に向け取り組んでいることもあり、不適正支出処理の際に他自治体でも用いられている当時の村幹部（決裁権者等）及び現役村幹部職員（課長以上）による寄付等での対応を検討することとしたい。

③ **【No4】**

・先行取得した土地が、いわゆる“塩漬け”状態となっており、早急に有効活用の方法や購入先の有無等について、検討・調整を進めることとしたい。

④ **【No5】**

・旧やひこ観光ホテル跡地は、現在、解体・整備中であり、事業に着手していることから、一般会計において土地購入費（買戻し費用）を予算化し、土地を土地開発基金から引き継ぐこととしたい。

（H28.3月補正又はH29当初予算を予定。）

4 再発防止策案

① 適正な管理運用方法の周知徹底

・先行取得した土地の一般会計での買戻し時期や土地開発基金での管理運用できる内容など適正な方法について、役場職員に対して周知徹底を図る。

② 先行取得情報のオープン化

・条例に定められている財産取得額・面積（※）未満での用地取得については、議会の承認を受けずにできる制度となっている。

・このため長期に有効利用されない用地取得や、今回の補償費としての支出など本来の目的とは逸脱した管理運用が行われやすいことから、可能な限り、取得情報をオープンにする必要が考えられる。

※議会の議決案件・不動産：7百万円以上、・面積：1件5千㎡以上

③ チェック体制の強化（特に不適正支出防止として重要）

・今回の土地開発基金の管理に関する村監査委員からの意見は、主に平成16年度～21年度に行われた土地開発基金の管理についてのものである。

・残念ながら、数年に渡って、村監査で見落とされていた事案と考えられることから、第三者機関による外部からのダブルチェックも必要と考えられる。

土地開発基金保有物件一覧表（平成27年度末現在）

NO	取得年月日	保有物件	内容	面積 (㎡)	金額 (円)	備考
1	平成16年12月	高齢者総合生活支援センター前道路用地代	土地	178.75	893,750	
2	平成18年3月	村道弥彦中山線改良工事用地代	土地	32.00	128,000	
3	平成19年7月	きらめきニュータウン台帳差額分	土地	262.00	2,096,000	
	平成20年4月	きらめきニュータウン補償費	補償費		2,804,900	
4	平成21年8月	旧農協麓支店用地代	土地	1,690.17	8,000,000	彌彦字3224番1 宅 699.23㎡ 彌彦字3264番1 宅 990.94㎡
5	平成27年8月	旧弥彦観光ホテル用地代	土地	1,647.28	4,000,000	弥彦字三百尻626番9 宅 697.61㎡ 弥彦字高極場1043番25 宅 949.67㎡
	合 計			3,810.20	17,922,650	

競輪事業特別会計【歳入】

(款) 1 競輪収入 (項) 1 競輪収入

目	予算現額	専決補正見込額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 車券発売収入	10,720,000	130,000	10,850,000	1 車券発売収入	130,000	普通競輪車券売上収入 130,000
計	10,720,000	130,000	10,850,000			

歳入合計	千円	千円	千円
	11,268,000	130,000	11,398,000

11回後節を除く発売収入額	10,362,462,900円	
11回後節 ミッドナイト見込額	487,537,100円	145,258,700円 (2/19 実績) 157,565,500円 (2/20 実績) 184,712,900円 (2/21 見込)
発売収入見込額計	10,850,000,000円	

競輪事業特別会計【歳出】

(款) 2 競輪事業費 (項) 1 競輪開催費

目	予算現額	専決補正見込額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 事業費	11,043,136	97,500	11,140,636	23 償還金利子及び割引料	97,500	勝者投票券払戻金 97,500
計	11,043,136	97,500	11,140,636			

(款) 3 予備費

目	予算現額	専決補正見込額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 予備費	9,052	32,500	41,552	1 予備費	32,500	予備費 32,500

歳出合計	千円	千円	千円
	11,268,000	130,000	11,398,000

- ↓
- ・ J K A 競技法人委託料
 - ・ J K A 振興法人交付金
 - ・ 全国競輪施行者協議会負担金
 - ・ 各民間サイト委託料
 - ・ 前橋競輪場施設借上料
 - ・ 前橋市業務代行協力費 他

連携中枢都市圏の形成に係る 新潟広域都市圏への参加について

スケジュール(案)

H28.12.16	連携中枢都市宣言(新潟市)
H28.12.26	<u>新潟広域都市圏ビジョン懇談会</u> (H28年度)
H28.12.28	(仮称)新潟広域都市圏ビジョン(素案)のパブリック コメント(～H29.1.30)
H29.2～3	連携協約案の議会審議(新潟市及び各市町村)
H29.3.28	連携協約の締結(新潟市及び各市町村)
//	新潟広域都市圏ビジョンの策定・公表(新潟市)
H29.4～	各種連携事業の実施及び連携事業の追加の検討
H30.2頃	<u>新潟広域都市圏ビジョン懇談会</u> (H29年度) ▶ 連携事業(H29年度)の進捗報告等
H30.9頃	<u>新潟広域都市圏ビジョン懇談会</u> (H30年度) ▶ 成果指標(H29年度)の検証 ▶ 連携事業の進捗報告等
H31.9頃	<u>新潟広域都市圏ビジョン懇談会</u> (H31年度) ▶ 成果指標(H30年度)の検証 ▶ 連携事業の進捗報告等

※ 新潟広域都市圏ビジョンは連携事業の追加等に応じて適宜改訂する予定

※ 上記スケジュール(案)は現時点のものであり、今後変更となる可能性がある